

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの一部を改正する件(案)新旧対照表
 ○特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成４年１０月１日４食流第３８８７号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
特別栽培農産物に係る表示ガイドライン		特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	
第１ 適用の範囲 （略）		第１ 適用の範囲 このガイドラインは、農産物（野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものをいう。）であって、不特定多数の消費者に販売されるものに適用するものとする。	
第２ 生産の原則 （略）		第２ 生産の原則 第１の範囲内において、このガイドラインに基づく表示を行う農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。	
第３ 定義 （略）		第３ 定義 このガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
（略）	（略）	特別栽培農産物	第２の生産の原則に基づくとともに、次の１及び２の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。 １ 当該農産物の生産過程等における化学合成農薬の使用回数が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の５割以下であること。 ２ 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される化学肥料の窒素成分量の５割以下であること。
特別栽培米	特別栽培農産物のうち、 <u>米（とう精されたものを含む。）</u> をいう。	特別栽培米	特別栽培農産物のうち、 <u>とう精された米</u> をいう。
（略）	（略）	生産過程等	当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のは場管理をいう。
（略）	（略）	栽培期間中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
（略）	（略）	化学合成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。
農薬	農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第１条の２第１項に規定す	農薬	農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第１条の２第１項 <u>農薬</u> （同

	<u>る農薬（同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を除く。）をいう。</u>
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたもの（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
肥料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。
化学肥料	肥料のうち窒素成分が化学合成されたものをいう。
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
精米責任者	原料である玄米をとう精等する者をいう。
精米確認者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行うものをいう。

第4 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

1 表示及び転記

（略）

（1）（略）

（2）（略）

（3）精米責任者又は精米確認者は、特別栽培米をとう精等し新たに容器包装類に詰め換えるときは、栽培責任者、確認責任者又は輸入業者が容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に転記するとともに2（1）のオ及び3（6）に定めるところにより表示を行うものとする。

（4）（略）

	<u>条第2項の規定により農薬とみなされる天敵を含む。）をいう。</u>
化学合成農薬	農薬のうち化学合成されたものをいう。
性フェロモン剤等誘引剤	農薬のうち昆虫類に対する誘引作用を示す化学物質を製剤化したものをいう。
特定防除資材	農薬取締法第2条第1項の特定農薬の通称をいう。
肥料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項の肥料をいう。
化学肥料	肥料のうち化学合成されたものをいう。
容器包装類	農産物を入れ、若しくは包んでいる物で農産物を受け渡しする場合そのまま渡すもの又は農産物を結束するためのテープ若しくは農産物に貼付するシール等をいう。
表示票	農産物に関する情報を伝えるため、当該農産物に添付する票片をいう。
栽培責任者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
確認責任者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精米責任者	とう精施設において原料である玄米をとう精する者をいう。
精米確認者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精について必要に応じ指導を行うものをいう。

第4 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

1 表示及び転記

特別栽培農産物についての表示及び転記は、次により行うものとする。

（1）栽培責任者又は確認責任者は、特別栽培農産物についての表示を2及び3に定めるところにより容器包装類又は表示票を用いて流通段階で取引される単位ごとに出荷までに行うものとする。

（2）輸入業者は、特別栽培農産物を輸入するときは、2及び3に定めるところにより、容器包装類又は表示票を用いて流通段階で取引される単位ごとに表示を行うものとする。

（3）精米責任者又は精米確認者は、特別栽培農産物のうち特別栽培米をとう精し新たに容器包装類に詰め換えるときは、栽培責任者、確認責任者又は輸入業者が容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に転記するとともに2（1）のオ及び3（6）に定めるところにより表示を行うものとする。

（4）（1）から（3）により表示が行われた特別栽培農産物を販売する者は、（1）から（3）により表示が行われた容器包装類又は表示票を用いて表示又は転記を

2 表示事項

(1) (略)

(2) 農薬を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。

なお、天敵又は特定農薬を使用している場合にあっては、その旨を付記することができる。

(3) 節減対象の化学合成農薬を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。なお、節減対象でない農薬を使用している場合にあっては、第5の3(3)に定める栽培管理記録において当該農薬の使用記録を保管するものとし、当該農薬を使用した旨を付記することができる。

(4) (略)

(5) 化学合成農薬又は化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、当該特別栽培農産物の栽培地の属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数（以下「化学合成農薬の慣行レベル」という。）又は化学肥料の窒素成分量（以下「化学肥料の慣行レベル」という。）を比較の基準とし、化学合成農薬を使用した特別栽培農産物にあっては当該基準に対し現に使用した化学合成農薬の使用回数の節減割合を、化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては当該基準に対し現に使用した化学肥料の窒素成分量の節減割合を表示するものとする。

また、比較の基準は、地方公共団体が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体がその内容を確認したものとし、使用実態が明確でない場合には特別栽培農産物の表示は行わないものとする。

外国にあっては、当該基準は地方公共団体に準ずる機関が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体に準ずる機関がその内容を確認した

行うものとする。ただし、これにより表示を行うことが困難である場合には、栽培責任者、確認責任者、輸入業者、精米責任者又は精米確認者が(1)から(3)により容器包装類又は表示票に表示した内容の全部を正確に店頭のパネル等に転記して行うことができるものとする。

2 表示事項

(1) 特別栽培農産物について表示を行う者（以下「表示者」という。）が一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。

ア 特別栽培農産物の名称

イ このガイドラインに準拠している旨

ウ 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

エ 確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

ただし、栽培責任者が団体であって、確認責任者として行う業務が栽培責任者として行う業務と独立して実施することが可能な場合は、栽培責任者は確認責任者を兼ねることができるものとする。

オ 特別栽培米にあっては、精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先

カ 輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

(2) 農薬（天敵及び特定防除資材を除く。以下同じ。）を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。

なお、天敵又は特定防除資材を使用している場合にあっては、その旨を付記するものとする。

(3) 化学合成農薬（性フェロモン剤等誘引剤を除く。以下同じ。）以外の農薬のみを使用した特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、化学合成農薬を使用していない旨を表示するものとする。

なお、性フェロモン剤等誘引剤を使用している場合にあっては、その旨を付記するものとする。

(4) 化学肥料を使用していない特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、その旨を表示するものとする。

(5) 化学合成農薬を使用した特別栽培農産物又は化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては、(1)に定めるもののほか、当該特別栽培農産物の栽培地の属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数（以下「化学合成農薬の慣行レベル」という。）又は化学肥料の窒素成分量（以下「化学肥料の慣行レベル」という。）を比較の基準とし、化学合成農薬を使用した特別栽培農産物にあっては当該基準に対し現に使用した化学合成農薬の使用回数の節減割合を、化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては当該基準に対し現に使用した化学肥料の窒素成分量の節減割合を表示するものとする。

なお、性フェロモン剤等誘引剤を使用している場合にあっては、その旨を化学合成農薬の節減割合に付記するものとする。

また、比較の基準は、地方公共団体が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体がその内容を確認したものとし、使用実態が明確でない場合には特別栽培農産物の表示は行わないものとする。

外国にあっては、当該基準は地方公共団体に準ずる機関が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体に準ずる機関がその内容を確認した

ものとする。
(6) 化学合成農薬を使用した特別栽培農産物にあっては、一括表示とは別に、生産過程等において現に使用した化学合成農薬の名称、用途及び使用回数を表示するものとする。

(削る)

(削る)

3 表示の方法 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 農薬を使用していない特別栽培農産物における農薬を使用していない旨

「農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(8) 節減対象の化学合成農薬以外の農薬のみを使用した特別栽培農産物における化学合成農薬を使用していない旨

「節減対象化学合成農薬：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(9) 化学肥料を使用していない特別栽培農産物における化学肥料を使用していない旨

「化学肥料 (窒素成分)：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(10) 節減対象の化学合成農薬の使用回数の節減割合の表示

ものとする。
(6) 化学合成農薬を使用した特別栽培農産物又は化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては、一括表示とは別に、次の事項を表示するものとする。

ア 化学合成農薬を使用した特別栽培農産物にあっては、生産過程等において現に使用した化学合成農薬の名称、用途及び使用回数。

イ 化学肥料を使用した特別栽培農産物にあっては、生産過程等において現に使用した化学肥料の名称、用途及び窒素成分量。

3 表示の方法

2に掲げる事項の表示に際しては、表示者は次に定めるところにより行うものとする。

(1) 表示者が一括して表示すべき事項は、他と明瞭に区別される枠内に表示するものとする。

(2) 特別栽培農産物の名称

「特別栽培農産物」、「特別栽培〇〇（〇〇とは農産物の一般的名称とする。）」と記載するものとする。

(3) このガイドラインに準拠している旨

このガイドラインに準拠している旨を「農林水産省新ガイドラインによる表示」と記載するものとする。

(4) 栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

(5) 確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

(6) 精米確認者の氏名又は名称、住所及び連絡先

団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地及び連絡先を記載するものとする。

(7) 農薬を使用していない特別栽培農産物における農薬を使用していない旨（天敵又は特定防除資材を使用している場合の付記を含む。）

「農薬：栽培期間中不使用」又は「農薬：栽培期間中不使用（〇〇使用）」（天敵又は特定防除資材を使用している場合に限る。〇〇は、天敵又は特定防除資材の一般的名称とする。）と記載するものとする。

(8) 化学合成農薬以外の農薬のみを使用した特別栽培農産物における化学合成農薬を使用していない旨（性フェロモン剤等誘引剤を使用している場合の付記を含む。）

「化学合成農薬：栽培期間中不使用」又は「化学合成農薬：栽培期間中不使用（〇〇使用）」（性フェロモン剤等誘引剤を使用している場合に限る。〇〇は、性フェロモン剤等誘引剤の一般的名称とする。）と記載するものとする。

(9) 化学肥料を使用していない特別栽培農産物における化学肥料を使用していない旨

「化学肥料：栽培期間中不使用」と記載するものとする。

(10) 化学合成農薬又は化学肥料の節減割合の表示

化学合成農薬の使用回数の節減割合の表示は、「節減対象化学合成農薬：当地比 ○割減」又は「節減対象化学合成農薬：○○地域比 ○割減」と記載するものとする。

(11) 化学肥料の窒素成分量の節減割合の表示

化学肥料の窒素成分量の節減割合の表示は、「化学肥料（窒素成分）：当地比 ○割減」又は「化学肥料（窒素成分）：○○地域比 ○割減」と記載するものとする。

(12) 節減対象の化学合成農薬を使用した特別栽培農産物における使用農薬の表示

生産過程等において使用した節減対象の化学合成農薬の名称、用途及び使用回数を記載するものとする。

(13) 前号による使用農薬の表示は、容器若しくは包装の一括表示とは別の見やすい箇所又は別途添付する票片に記載することとし、容器、包装又は票片に表示できない場合は、当該内容を消費者が必要に応じて確認できるホームページのアドレス等情報入手の方法を容器又は包装の見やすい箇所に掲載するものとする。

(削る)

(14) テープ、シール等における略式の表示

(略)

ア (略)

イ (略)

(15) 表示方法の例は、別記 1 から別記 3 までのとおりとする。

4 流通関係者の義務

(1) (略)

(2) このガイドラインに基づく表示が行われた特別栽培農産物が他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合（特別栽培米については、とう精等の段階で農薬及び化学肥料の使用状況が異なる米又は異なる栽培責任者が栽培した米がブレンドされる等の場合も含む。）、又は当該表示と特別栽培農産物が一体となった状態が維持されていない場合には、流通関係者はその表示を抹消しなければならないものとする。

(3) (略)

化学合成農薬の使用回数の節減割合の表示は、「当地比 ○割減（使用回数）」又は「○○地域比 ○割減（使用回数）」と記載するものとする。

なお、性フェロモン剤等誘引剤を使用している場合にあっては、「当地比 ○割減（使用回数）（△△使用）」又は「○○地域比 ○割減（使用回数）（△△使用）」（△△は、性フェロモン剤等誘引剤の一般的名称とする。）と記載するものとする。

(11) 化学肥料の窒素成分量の節減割合の表示

化学肥料の窒素成分量の節減割合の表示は、「当地比 ○割減（窒素成分）」又は「○○地域比 ○割減（窒素成分）」と記載するものとする。

(12) 化学合成農薬を使用した特別栽培農産物における使用農薬の表示

生産過程等において使用した化学合成農薬の名称、用途及び使用回数を記載するものとする。

(13) 化学肥料を使用した特別栽培農産物における使用化学肥料の表示

生産過程等において使用した化学肥料の名称、用途及び窒素成分量を記載するものとする。

(14) 前 2 号による表示は、消費者等が当該内容を店舗等で確認できる場合は、別途添付する票片又はホームページのアドレスを掲載することで、一括表示とは別にすることができるものとする。

(15) テープ、シール等における略式の表示

上記表示のほか、特別栽培農産物を結束するためのテープ、特別栽培農産物に貼付するシール等に、次に掲げる事項のみを記載した略式の表示をすることができるものとする。ただし、この場合においても、すべての表示事項について当該特別栽培農産物の包装材料、表示票等を用いて別途表示しなければならないものとする。

ア 2 の（1）の A 及びイ

イ 栽培責任者名又は確認責任者名

(16) 表示方法の例は、別記 1 から別記 3 までのとおりとする。

4 流通関係者の義務

(1) このガイドラインに基づく表示が行われた特別栽培農産物について、その後の流通段階において化学合成資材の添加又は処理が行われた場合（輸出国から我が国に輸入される過程において化学合成農薬によるくん蒸処理が行われた場合を含む。）は、流通関係者（輸入業者を含む。以下同じ。）はこれら添加又は処理が行われたロットについて当該表示を抹消しなければならないものとする。

(2) このガイドラインに基づく表示が行われた特別栽培農産物が他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合（特別栽培米については、とう精の段階で農薬及び化学肥料の使用状況が異なる米又は異なる栽培責任者が栽培した米がブレンドされる等単体でとう精されない場合も含む。）、又は当該表示と特別栽培農産物が一体となった状態が維持されていない場合には、流通関係者はその表示を抹消しなければならないものとする。

(3) 表示の転記を行った流通関係者は、栽培責任者又は確認責任者が容器包装類又は表示票に表示した内容を必要に応じて当該特別栽培農産物の受け渡し時に相手

5 (略)	方に提示できるように、当該容器包装類又は表示票を保管するものとする。 5 表示禁止事項 次に掲げる事項は、表示しないものとする。 (1) 一括表示の枠内におけるこのガイドラインに示した表示事項以外の事項の表示 (2) 特別栽培農産物の表示をした場合の「天然栽培」、「自然栽培」等の特別栽培農産物の表示と紛らわしい用語（ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するもので一括表示の枠外に表示した場合を除く。） (3) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語 (4) 通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語 (5) このガイドラインの表示事項の内容と矛盾する用語 (6) 当該特別栽培農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示 (7) 「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」等の表示
第5 生産及び出荷の管理の方法 1 (略) 2 (略)	第5 生産及び出荷の管理の方法 1 生産ほ場の設定条件 特別栽培農産物を生産する一定区画のほ場（その集合を含む。以下「生産ほ場」という。）は、他のほ場と明瞭に区別することが可能であって、かつ、確認責任者による栽培の管理方法の調査等が随時可能な場所に設定するものとする。 2 生産者 特別栽培農産物の生産者（以下「生産者」という。）は、栽培責任者及び確認責任者を定めるとともに、その生産及び出荷を行うにあたっては、次の事項に留意するものとする。 (1) 特別栽培農産物の生産及び出荷が適切かつ円滑に行われるよう、管理組織を設置する等体制の整備に努めるものとする。 (2) (1)の管理組織においては、生産者及び生産ほ場の登録を行うとともに、登録された生産ほ場の栽培管理状況及び生産ほ場からの出荷の状況等を計画的に点検し、それらが特別栽培農産物の生産に適当でないと判断される場合には、速やかに当該登録を取り消すこと等によって適正な生産及び出荷の管理に努めるものとする。
3 栽培責任者 (略) (1) (略) ア (略) イ (略) ウ (略) (削る)	3 栽培責任者 栽培責任者は、次の事項を実施することにより、生産者が適切な生産及び出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行うものとする。なお、生産者は栽培責任者を兼ねることができるものとする。 (1) 栽培責任者は、生産ほ場に次の事項を記載した看板を設置するものとする。 その記載例は、別記4のとおりとする。 ア 生産ほ場であること イ 生産ほ場の番号及び面積 ウ 特別栽培農産物を生産するための栽培方法に改めた年月日 エ <u>栽培責任者の氏名及び住所</u> <u>団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地</u>

(削る)	
(2) (略)	オ <u>確認責任者の氏名及び住所</u> <u>団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地</u> (2) 栽培責任者は、特別栽培農産物の栽培開始前に、次の事項を内容とする栽培計画を作成し、確認責任者に提出するものとする。栽培計画の記載例は、別記5のとおりとする。 ア 生産者の氏名及び住所 イ 栽培責任者の氏名及び住所 団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地 ウ 確認責任者の氏名及び住所 団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地 エ 現地確認の予定年月日及び栽培計画の受領確認年月日 オ 生産ほ場の番号及び所在地 カ 作物名、品種名及び栽培面積 キ 作業計画 ク 生産過程等における使用目的別の使用予定資材の名称、使用量及び使用時期 ケ 予想される収穫量及び出荷量
(3) (略)	(3) 栽培責任者は、次の事項を記載した栽培管理記録を作成し、収穫終了後速やかに確認責任者に提出するものとする。栽培管理記録の記載例は、別記6のとおりとする。 ア 生産者の氏名及び住所 イ 栽培責任者の氏名及び住所 団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地 ウ 確認責任者の氏名及び住所 団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地 エ 現地確認年月日及び栽培管理記録の受領確認年月日 オ 生産ほ場の番号及び所在地 カ 作物名、品種名及び栽培面積 キ 作業実績 ク 生産過程等における使用目的別の使用資材の名称、使用量及び使用時期 ケ 収穫量及び出荷量
(4) (略)	(4) 栽培責任者は、次の事項を記載した出荷記録を作成し、一定期間ごとに取りまとめて確認責任者に提出するものとする。出荷記録の記載例は、別記7のとおりとする。 ア 作物名、品種名、生産ほ場番号 イ 生産者名 ウ 栽培責任者の氏名及び住所 団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地 エ 確認責任者の氏名及び住所 団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名及び所在地 オ 出荷記録の受領確認年月日 カ 収穫面積 キ 出荷年月日 ク 出荷形態別出荷量 ケ 出荷先

4 (略)

第6 特別栽培米の精米確認の方法

1 精米責任者

(削る)

精米責任者は、別記8による「特別栽培米受払台帳（以下「台帳」という。）」を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録し、2（1）及び（2）に定めるところによりとう精等の確認が行われた後、台帳の写しを精米確認者に提出するものとする。

コ 出荷量及び収穫量

4 確認責任者

確認責任者は、次の事項を実施することにより、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。なお、確認責任者は、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。

- （1）確認責任者は、栽培計画の提出を受けたときは、栽培責任者と現地確認の予定等について検討するとともに、生産者と生産ほ場の位置、栽培する作物名等を把握するものとする。
- （2）確認責任者は、栽培計画の提出を受けたときは、その内容が別記5に沿って記載されていること及び記載内容が特別栽培農産物に該当することを確認し、適正であると判断した場合には、栽培計画の受領確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名（確認責任者が団体である場合にあっては、当該団体の名称及び代表者名又は担当部署名）を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- （3）確認責任者は、栽培期間中に少なくとも1回以上生産ほ場に赴き、生産ほ場の状況、栽培管理記録の記載状況を調査するものとする。
調査の結果、確認責任者が、別記6に沿って適正に行われていると判断した場合には、栽培管理記録の現地確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- （4）確認責任者は、収穫終了後に栽培管理記録の提出を受けた場合は、その内容が別記6に沿って記載されていること及び化学合成資材の使用等の内容が特別栽培農産物に該当することを確認し、適正であると判断した場合には、栽培管理記録の受領確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- （5）確認責任者は、出荷記録の提出を受けた場合は、その内容が別記7に沿って記載されていることを確認し、適正であると判断した場合には、出荷記録の受領確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。
- （6）確認責任者は、栽培計画、栽培管理記録及び出荷記録を受領後3年間保管するものとする。

第6 特別栽培米の精米確認の方法

1 精米責任者

- （1）精米責任者は、特別栽培米の原料である玄米をとう精するときには、とう精施設において単体で行うものとする。
- （2）精米責任者は、別記8による「特別栽培米受払台帳（以下「台帳」という。）」を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録し、2（1）及び（2）に定めるところによりとう精の確認が行われた後、台帳の写しを精米確認者に提出するものとする。

2 精米確認者 精米確認者は、次の事項を実施することにより、精米責任者によるとう精等が適切に行われていることを確認するものとする。なお、精米確認者は、その確認内容の信頼性を高める上から、原則として精米責任者と同一でなく、米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能である者とする。 (1) 精米確認者は、特別栽培米のとう精等が行われている期間中は原則として月1回以上とう精施設等へ赴き、一定の期間における原料玄米の入荷量、とう精等によって得られた精米等の数量、とう精等に伴う欠減量等を台帳及び第4の4(3)により保管された表示票等において調査することにより、袋詰精米等に付された表示と内容の一致を確認するものとする。 (2) 精米確認者は、確認の結果、当該とう精等が適正に行われていると判断した場合には、台帳の確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名(団体にあっては、団体の名称及び代表者名又は担当部署名)を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載に不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。 (3) 精米確認者は、1により受領した台帳の写しを3年間保管するものとする。 (4) (略)	2 精米確認者 精米確認者は、次の事項を実施することにより、精米責任者によるとう精が適切に行われていることを確認するものとする。なお、精米確認者は、その確認内容の信頼性を高める上から、原則として精米責任者と同一でなく、米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能である者とする。 (1) 精米確認者は、特別栽培米のとう精が行われている期間中は原則として月1回以上とう精施設へ赴き、一定の期間における原料玄米の入荷量、とう精によって得られた精米の数量、とう精に伴う欠減量等を台帳及び第4の4(3)により保管された表示票等において調査することにより、袋詰精米に付された表示と内容の一致を確認するものとする。 (2) 精米確認者は、確認の結果、当該とう精が適正に行われていると判断した場合には、台帳の確認欄に確認の年月日及び確認責任者の氏名(団体にあっては、団体の名称及び代表者名又は担当部署名)を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載に不備等があれば所要の改善指導を行うものとする。 (3) 精米確認者は、1(2)により受領した台帳の写しを3年間保管するものとする。 (4) 精米確認者は、(1)により、表示と内容の一致を確認した場合は、その確認をした旨を記載したマークを容器包装類に付することができる。その場合には、当該マークの使用の記録等、適正な管理を行うものとする。
第7 (略)	第7 情報の提供 生産者は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、特別栽培農産物の生産過程等に関する情報等を積極的に提供するよう努めるものとする。また、栽培責任者、確認責任者、輸入業者、精米責任者及び精米確認者は、当該ガイドライン表示の信頼性の確保のため、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録等を基に説明を行うものとする。
第8 (略)	第8 その他 国、地方公共団体及び関係団体等は、このガイドラインに基づく表示の普及を図るため、事業者及び消費者の啓発に努めるほか、ガイドライン及びガイドラインに基づく表示に関する照会や苦情等に適切に対応するものとする。 また、第4の2(5)により、地方公共団体が化学合成農薬の慣行レベル及び化学肥料の慣行レベルを策定又は確認した場合にあっては、その内容を外部に公開し、生産者、流通業者、消費者等関係者への周知に努めるものとする。 なお、各慣行レベルについては、適宜見直すよう努めるものとする。

改 正 案	現 行
別記 1 特別栽培農産物の表示例 例 1 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ 例 2 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培レタス 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○農協△△課 所在地 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 ○○農協□□課 所在地 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ 例 3 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 （削る） 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ （削る） 例 4 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培米 農 薬：栽培期間中不使用 （削る） 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 所在地 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 △△△△ 所在地 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ 精米確認者 ◇◇◇◇ 住所 △△県△△町▽▽▽▽ 連絡先 Tel ○○－○○－□□ （削る）	別記 1 特別栽培農産物の表示例 例 1 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ 例 2 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培レタス 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○農協△△課 所在地 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 ○○農協□□課 所在地 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ 例 3 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 （○○^注使用） 化学肥料：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ <u>注：○○は天敵又は特定防除資材の 一般的名称とする。</u> 例 4 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培米 農 薬：栽培期間中不使用 （○○^注使用） 化学肥料：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 所在地 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□－□□－□□ 確認責任者 △△△△ 所在地 ○○県○○町◇◇◇◇ 連絡先 Tel □□－□□－▽▽ 精米確認者 ◇◇◇◇ 住所 △△県△△町▽▽▽▽ 連絡先 Tel ○○－○○－□□ <u>注：○○は天敵又は特定防除資材の 一般的名称とする。</u>

例 5

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
節減対象化学合成農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先	Tel. ○○-○○-□□

例 6

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象化学合成農薬：栽培期間中不使用 (削る)	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
(削る)	

例 5

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
化学合成農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先	Tel. ○○-○○-□□

例 6

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
化学合成農薬：栽培期間中不使用 (○○ ^注 使用)	
化学肥料：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
注：○○は性フェロモン剤等誘引剤 の商品名ではなく、主成分を示 す一般的名称とする。	

例 7

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象化学合成農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料（窒素成分）：当地比○割減	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽

例 8

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培だいこん	
節減対象化学合成農薬：○○地域比○割減 (削る)	
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
確認責任者	○○農協組合長△△
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
(削る)	

例 7

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
化学合成農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料：当地比○割減（窒素成分）	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽

例 8

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培だいこん	
化学合成農薬：○○地域比○割減（使用回数） (△△ ^注 使用)	
化学肥料：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
確認責任者	○○農協組合長△△
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
注：△△は性フェロモン剤等誘引剤の商品 名ではなく、主成分を示す一般的名称 名称とする。	

例 9

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培はくさい	
節減対象化学合成農薬：当地比○割減	
化学肥料（窒素成分）：当地比○割減	
栽培責任者	○○○○
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	○○農協□□□課
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□

(略)

例 10

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
節減対象化学合成農薬：○○地域比○割減	
(削る)	
化学肥料（窒素成分）：○○地域比○割減	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先	Tel. ○○-○○-□□

(削る)

例 9

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培はくさい	
化学合成農薬：当地比○割減(使用回数)	
化学肥料：当地比○割減（窒素成分）	
栽培責任者	○○○○
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	○○農協□□□課
所在地	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□

(注) 輸入品にあつては、

輸入業者 ○○○○
 住所 ○○県○○町△△△
 連絡先 Tel. □□-□□-□□

を一括表示の枠内に表示するものとする。

なお、農産物等に関する解説、表示内容の説明、特別な農法・資材の名称等
 を表示する場合は、一括表示の枠外に行うものとする。

例 10

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
化学合成農薬：○○地域比○割減(使用回数)	
(△△ ^注 使用)	
化学肥料：○○地域比○割減(窒素成分)	
栽培責任者	○○○○
住所	○○県○○町△△△
連絡先	Tel. □□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	○○県○○町◇◇◇
連絡先	Tel. □□-□□-▽▽
精米確認者	◇◇◇◇
住所	△△県△△町▽▽▽
連絡先	Tel. ○○-○○-□□

注：△△は性フェロモン剤等誘引剤の商品
 名ではなく、主成分を示す一般的名称
 とする。

改 正 案	現 行																																																															
別記 2 <u>削減対象</u>化学合成農薬使用状況の表示例（一括表示の枠外に表示する<u>場合</u>） <u>例 1</u> 別記 1 の例 8 の場合（削る） <table><tr><th colspan="3"><u>削減対象</u>化学合成農薬の使用状況</th></tr><tr><th>使用資材名</th><th>用 途</th><th>使用回数</th></tr><tr><td>○○○○○</td><td>殺 菌</td><td>1 回</td></tr><tr><td>□□□□□</td><td>殺 虫</td><td>2 回</td></tr><tr><td>△△△△△</td><td>除 草</td><td>1 回</td></tr></table> （注）使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名 称とする。以下同じ。 （削る）	<u>削減対象</u> 化学合成農薬の使用状況			使用資材名	用 途	使用回数	○○○○○	殺 菌	1 回	□□□□□	殺 虫	2 回	△△△△△	除 草	1 回	別記 2 化学合成農薬<u>又は化学肥料</u>の使用状況の表示例（一括表示の枠外に表示する<u>ものとする。</u>） <u>例 1</u> 別記 1 の例 8 の場合 <table><tr><th colspan="3">化 学 合 成 農 薬 の 使 用 状 況</th></tr><tr><th>使用資材名</th><th>用 途</th><th>使用回数</th></tr><tr><td>○○○○○</td><td>殺 菌</td><td>1 回</td></tr><tr><td>□□□□□</td><td>殺 虫</td><td>2 回</td></tr><tr><td>△△△△△</td><td>除 草</td><td>1 回</td></tr></table> （注）使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名 称とする。以下同じ。 <u>例 2</u> 別記 1 の例 7 の場合 <table><tr><th colspan="3">化 学 肥 料 の 使 用 状 況</th></tr><tr><th>使用資材名</th><th>用 途</th><th>使用量</th></tr><tr><td><u>▽▽▽▽▽</u></td><td><u>元 肥</u></td><td><u>窒素 4kg/10a</u></td></tr><tr><td><u>◇◇◇◇◇</u></td><td><u>追 肥</u></td><td><u>窒素 1kg/10a</u></td></tr></table> <u>（注）堆肥等の使用について記載すること とも可能（以下同じ）。この場合、 使用資材名は原則として商品名では なく、主成分を示す一般名称とする。 以下同じ。</u> <u>例 3</u> 別記 1 の例 9 及び例 10 の場合 <table><tr><th colspan="3"><u>化学合成資材の使用状況</u></th></tr><tr><th>使用資材名</th><th>用途</th><th><u>回数・量</u></th></tr><tr><td><u>○○○○○</u></td><td><u>殺菌</u></td><td><u>1 回</u></td></tr><tr><td><u>□□□□□</u></td><td><u>殺虫</u></td><td><u>2 回</u></td></tr><tr><td><u>△△△△△</u></td><td><u>除草</u></td><td><u>1 回</u></td></tr><tr><td><u>▽▽▽▽▽</u></td><td><u>元肥</u></td><td><u>窒素 4kg/10a</u></td></tr><tr><td><u>◇◇◇◇◇</u></td><td><u>追肥</u></td><td><u>窒素 1kg/10a</u></td></tr></table>	化 学 合 成 農 薬 の 使 用 状 況			使用資材名	用 途	使用回数	○○○○○	殺 菌	1 回	□□□□□	殺 虫	2 回	△△△△△	除 草	1 回	化 学 肥 料 の 使 用 状 況			使用資材名	用 途	使用量	<u>▽▽▽▽▽</u>	<u>元 肥</u>	<u>窒素 4kg/10a</u>	<u>◇◇◇◇◇</u>	<u>追 肥</u>	<u>窒素 1kg/10a</u>	<u>化学合成資材の使用状況</u>			使用資材名	用途	<u>回数・量</u>	<u>○○○○○</u>	<u>殺菌</u>	<u>1 回</u>	<u>□□□□□</u>	<u>殺虫</u>	<u>2 回</u>	<u>△△△△△</u>	<u>除草</u>	<u>1 回</u>	<u>▽▽▽▽▽</u>	<u>元肥</u>	<u>窒素 4kg/10a</u>	<u>◇◇◇◇◇</u>	<u>追肥</u>	<u>窒素 1kg/10a</u>
<u>削減対象</u> 化学合成農薬の使用状況																																																																
使用資材名	用 途	使用回数																																																														
○○○○○	殺 菌	1 回																																																														
□□□□□	殺 虫	2 回																																																														
△△△△△	除 草	1 回																																																														
化 学 合 成 農 薬 の 使 用 状 況																																																																
使用資材名	用 途	使用回数																																																														
○○○○○	殺 菌	1 回																																																														
□□□□□	殺 虫	2 回																																																														
△△△△△	除 草	1 回																																																														
化 学 肥 料 の 使 用 状 況																																																																
使用資材名	用 途	使用量																																																														
<u>▽▽▽▽▽</u>	<u>元 肥</u>	<u>窒素 4kg/10a</u>																																																														
<u>◇◇◇◇◇</u>	<u>追 肥</u>	<u>窒素 1kg/10a</u>																																																														
<u>化学合成資材の使用状況</u>																																																																
使用資材名	用途	<u>回数・量</u>																																																														
<u>○○○○○</u>	<u>殺菌</u>	<u>1 回</u>																																																														
<u>□□□□□</u>	<u>殺虫</u>	<u>2 回</u>																																																														
<u>△△△△△</u>	<u>除草</u>	<u>1 回</u>																																																														
<u>▽▽▽▽▽</u>	<u>元肥</u>	<u>窒素 4kg/10a</u>																																																														
<u>◇◇◇◇◇</u>	<u>追肥</u>	<u>窒素 1kg/10a</u>																																																														

改 正 案	現 行
別記3 略式表示例 例1 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料 <u>(窒素成分)</u>：栽培期間中不使用 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇出荷組合 (内容別記) 例2 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料 <u>(窒素成分)</u>：〇〇地域比〇割減 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇農協 (内容別記) 例3 特別栽培農産物 <u>節減対象化学合成農薬</u>：栽培期間中不使用 化学肥料 <u>(窒素成分)</u>：〇〇地域比〇割減 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇〇〇 (内容別記) 例4 特別栽培農産物 <u>節減対象化学合成農薬</u>：〇〇地域比〇割減 化学肥料 <u>(窒素成分)</u>：〇〇地域比〇割減 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇〇〇 (内容別記)	別記3 略式表示例 例1 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料：栽培期間中不使用 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇出荷組合 (内容別記) 例2 特別栽培農産物 農 薬：栽培期間中不使用 化学肥料：〇〇地域比〇割減 <u>(窒素成分)</u> 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇農協 (内容別記) 例3 特別栽培農産物 化学合成農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：〇〇地域比〇割減 <u>(窒素成分)</u> 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇〇〇 (内容別記) 例4 特別栽培農産物 化学合成農薬：〇〇地域比〇割減 <u>(使用回数)</u> 化学肥料：〇〇地域比〇割減 <u>(窒素成分)</u> 農水省新ガイドラインによる表示 〇〇〇〇 (内容別記)

改 正 案	現 行								
別記 4 看板表示参考様式例	別記 4 看板表示参考様式例								
<table><tr><td>特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)</td></tr><tr><td>ほ場番号 ○ 面積 ○アール</td></tr><tr><td>特別栽培開始年月日 ○年○月○日</td></tr></table> (削る) (削る)	特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)	ほ場番号 ○ 面積 ○アール	特別栽培開始年月日 ○年○月○日	<table><tr><td>特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)</td></tr><tr><td>ほ場番号 ○ 面積 ○アール</td></tr><tr><td>特別栽培開始年月日 ○年○月○日</td></tr><tr><td><u>栽培責任者</u> 氏名 ○○ ○○ 住所 ○○市○○ー○ TEL ○○ー○○ー○○○○○</td></tr><tr><td><u>確認責任者</u> 氏名 ○○ ○○ 住所 ○○市○○ー○ TEL ○○ー○○ー○○○○○</td></tr></table>	特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)	ほ場番号 ○ 面積 ○アール	特別栽培開始年月日 ○年○月○日	<u>栽培責任者</u> 氏名 ○○ ○○ 住所 ○○市○○ー○ TEL ○○ー○○ー○○○○○	<u>確認責任者</u> 氏名 ○○ ○○ 住所 ○○市○○ー○ TEL ○○ー○○ー○○○○○
特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)									
ほ場番号 ○ 面積 ○アール									
特別栽培開始年月日 ○年○月○日									
特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)									
ほ場番号 ○ 面積 ○アール									
特別栽培開始年月日 ○年○月○日									
<u>栽培責任者</u> 氏名 ○○ ○○ 住所 ○○市○○ー○ TEL ○○ー○○ー○○○○○									
<u>確認責任者</u> 氏名 ○○ ○○ 住所 ○○市○○ー○ TEL ○○ー○○ー○○○○○									

改 正 案				現 行								
(略) 別記 5 栽培計画参考様式例（特別栽培トマトの場合）												
平成〇年 特別栽培トマト栽培計画												
生産者名		栽培責任者名		確認責任者名		現地確認予定欄		受領確認欄				
住所 〇〇市〇〇一〇 氏名 〇〇 〇〇 TEL 〇〇一〇〇〇〇		住所 〇〇市〇〇一〇 氏名 〇〇 〇〇 TEL 〇〇一〇〇〇〇		住所 〇〇市〇〇一〇 氏名 〇〇 〇〇 TEL 〇〇一〇〇〇〇		ほ場確認 〇年〇月〇日 管理状況確認 〇年〇月〇日 収穫状況確認 〇年〇月〇日		〇年〇月〇日 確認責任者名 〇〇 〇〇 印				
ほ場番号 所在地	作物名 (品種)	栽培 面積	作業計画		使用予定資材						収穫までの 特別栽培継続 期間	
			作業名	年月日	施肥・土づくり等			病虫害・雑草防除等				
					名称	使用量	使用時期	名称	使用量	使用時期		
〇〇番 〇〇市 〇〇〇 〇〇一〇	トマト (〇〇〇)	アール 〇〇	前作収穫終了	〇年 〇月〇日								〇年〇月から 〇年〇か月間
			耕起	〇月〇日	〇〇〇	〇〇 トン	〇月〇日					
			は種	〇月〇日	〇〇〇	〇〇 kg	〇月〇日					
			定植	〇月〇日	〇〇〇	〇〇 kg	〇月〇日					
			除草	〇月〇日	〇〇〇	〇〇 kg	〇月〇日				予想収穫量	
			・								〇〇〇 kg (〇〇 kg/10a)	
			・								予想出荷量	
			収穫	〇月〇日 ～〇月〇日							〇〇〇 kg (〇〇 kg/10a)	
(注) 生産ほ場の番号を記載した「生産ほ場位置図」を添付すること。												

(略)

別記 6 栽培管理記録参考様式例（特別栽培トマトの場合）

平成〇年 特別栽培トマト栽培管理記録

生産者名	栽培責任者名	確認責任者名	現地確認欄			受領確認欄
住所 〇〇市〇〇一〇 氏名 〇〇 〇〇 TEL 〇〇一〇〇〇〇	住所 〇〇市〇〇一〇 氏名 〇〇 〇〇 TEL 〇〇一〇〇〇〇	住所 〇〇市〇〇一〇 氏名 〇〇 〇〇 TEL 〇〇一〇〇〇〇	ほ場確認 管理状況確認 収穫状況確認	〇年〇月〇日 印 〇年〇月〇日 印 〇年〇月〇日 印	〇年〇月〇日 確認責任者名 〇〇 〇〇 印	

ほ場番号 所在地	作物名 (品 種)	栽培 面 積	作 業 実 績		使 用 資 材						収穫までの 特別栽培継続 期間
			作 業 名	年 月 日	施肥・土づくり等			病害虫・雑草防除等			
					名 称	使用量	使用時期	名 称	使用量	使用時期	
〇〇番 〇〇市 〇〇〇 〇〇一 〇	トマト (〇〇〇)	アール 〇〇	前作収穫終了	〇年 〇月〇日							〇年〇月から 〇年〇か月間
			耕 起	〇月〇日	〇〇〇	ト 〇〇 kg	〇月〇日				
			は 種	〇月〇日	〇〇〇	〇〇 kg	〇月〇日				
			定 植	〇月〇日	〇〇〇	〇〇 kg	〇月〇日				
			除 草 ・ ・ 収 穫	〇月〇日 ～〇月〇日	〇〇〇	〇〇	〇月〇日				収穫量 〇〇〇 kg (〇〇 kg/10a)
											出荷量 〇〇〇 kg (〇〇 kg/10a)

(注) 必要に応じて、使用資材の欄を設ける。

別記 7 出荷記録参考様式例（特別栽培トマトの場合）

特別栽培トマト出荷記録 (平成〇年〇月〇日～〇月〇日)

収 穫 面積	出荷 年月日	出荷形態別出荷量							出 荷 先	出荷量計 (k g) ①+②+③	収 穫 量 (k g)
		バラ (kg) ①	束 (kg) ②	箱 (kg) ③	規格別数量 (箱)						
					L	M	S	計			
a	○月○日	○○	○○	○○	○	○	○	○○	○○○○	○○○	○○○
	○月○日	○○	○○	○○	○	○	○	○○	○○○○	○○○	○○○
	計	○○	○○	○○	○	○	○	○○		○○○	○○○

[illegible]